

保護者様

インフルエンザ感染症による出席停止について

保育園園長

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の園児への感染拡大を防ぐため、「発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱後 3 日（園児）を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。

この間は家庭で安静を保ち、症状が無くなるまでしっかり治してから登園させてください。
発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。
また、登園の際は以下の治療報告書を保護者の方が記入して、保育園に提出してください。
学校保健安全法の規定により登園停止となった間は、欠席の扱いとはなりません。

治療報告書

保育園 園長 様
_____ 組 _____ 氏名

上記の者の下記疾患は、治療しており他に感染のおそれはないことを報告します。

記

1 疾患名	インフルエンザ
2 受診した医療機関	
3 医療機関診断日	令和 年 月 日

4 次の（1）（2）の太枠のうち遅い方の日から登園可能となります。

（1）発症（発熱）後、5 日を経過した

発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※発症日＝発熱した日としてください。

（2）解熱日（平熱に下がった日）後、3 日を経過した

解熱後	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	★解熱後 4 日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

登校可能日

月 日

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）_____